

## 水道局職員の自死に係る損害賠償請求訴訟の判決について

新潟市（水道事業管理者）が被告となっている損害賠償請求事件について、本日、新潟地方裁判所において判決が言い渡されましたのでお知らせします。

### 1. 訴訟の概要

- (1) 原告 自死職員の妻 他2名
- (2) 被告 新潟市 代表者：新潟市水道事業管理者
- (3) 提訴 平成27年9月14日
- (4) 賠償請求額 7,977万8,970円 ほか遅延損害金
- (5) 事案の概要 水道局主査（当時38歳）が平成19年5月8日（火）に自死  
ご遺族は、職場でのパワーハラスメントが自死の原因と主張

### 2. 判決

（主文・骨子）

- ◎被告は、原告らに対し、総額3,502万9,500円およびこれに対する平成27年12月1日から支払い済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- ◎原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- ◎訴訟費用は、原告、被告双方の負担とする。

### 3. 判決後の対応

判決文を精査して対応します。

### 4. 市長のコメント

亡くなられた元水道局職員に対し、心より哀悼の意を表します。判決内容を精査のうえ対応したいと考えています。

### 5. 水道事業管理者のコメント

亡くなられた元職員に対し、心より哀悼の意を表します。これまで裁判手続きにおいて、水道局としての主張をしてまいりましたが、判決内容を精査のうえ今後の対応を検討したいと考えています。

担当：水道局総務部総務課

小柴 下川 吉田

電話025-232-7313